

議決事項第2号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和3年12月13日
学校教育課

1. 改正理由

民法改正による18歳への成年年齢の引下げ（令和4年4月1日施行）に伴い、高等学校及び特別支援学校高等部において在学中に成年に達する生徒が大幅に増加することから、在学中に成年に達した生徒に係る手続における「保護者」に関する規定について、所要の整備を行うもの。

【参考】改正法の施行後について

- ・年齢満18歳以上の生徒は、単独で有効な契約を行うことができ、また、民法第818条に規定する父母等の親権に服すことがなくなる。
 - 父母等：民法第820条に規定する子の監護及び教育をする権利を有さず、また、監護及び教育をする義務を負わないことになる。
- 生徒：民法第821条の親権者による居所の指定や民法第823条の親権者による職業の許可の規定の適用を受けないこととなる。

2. 主な改正内容

(1) 願出様式への保護者の連署について

(休学願、復学願、退学願、再入学願、留学願、転学願、転籍願)

① 「保護者」の定義

- ・県教委では、実務において、学校教育の基本構造を規定する法律である学校教育法の第16条に規定する保護者（＝親権者又は未成年後見人）を、本規則における「保護者」としている。

② 願出手続

- ・休学等の手続については、上記の保護者の意思確認のため願出様式に保護者の連署を求めていたが、成年に達した生徒については、学校教育法第16条に規定する保護者が存在しないことから、願出様式への保護者の連署は不要となる。
- ・なお、学校教育法上の保護者が存在しなくなった場合であっても、卒業までは引き続き「保護者に相当する者（生徒の父母等や生計維持者）」に生徒指導への理解・協力を求めていくことになるが、法改正の趣旨を踏まえ、願出様式への「保護者に相当する者」の連署は求めないものとする。

＜規則改正内容＞

- ・成年に達している生徒については本人の署名のみでよいことを明確にするため、「生徒が成年に達している場合は、保護者の連署は要しないものとする。」旨の特例を設ける。【第28条の8】

(2) 学校長から教育長への報告の様式について

- ・生徒の懲戒処分及び生徒の事故については、教育長への報告様式に、生徒の保護者の氏名等を記載するものとされているが、対象生徒が成年に達している場合は、「保護者に相当する者」の氏名等を記載するものとする。

＜規則改正内容＞

- ・第7号様式（生徒の懲戒処分の報告）及び第10号様式（児童生徒の事故の報告）中の「保護者」を「保護者等」に改める。

(3) 県立学校の寄宿舎の入舎及び退舎に係る手続について

- ・生徒が成年に達している場合においては、生徒本人が入舎願又は退舎願（様式は寄宿舎を設置する学校が制定）を校長に提出し、その許可を受けるものとする。

＜規則改正内容＞

- ・該当条項に「生徒が成年に達している場合においては、当該生徒が校長に入舎願又は退舎願を提出する。」旨のただし書を加える。【第35条の3】

3. 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日（民法改正の施行期日と同じ。）

(2) 学校及び対象となる生徒・保護者への周知について

- ・高等学校及び特別支援学校高等部については、平成16年4月2日以降に生まれた者で令和2年度以降に入学した生徒が該当することから、改正後の取扱いについては、公布後早期に学校を通じて生徒及び保護者に周知する。

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	<p>民法改正による成年年齢の引下げの措置に対応するため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>（1）生徒が成年に達している場合は、休学願、復学願、退学願、再入学願、留学願、転学願及び転籍願への保護者の連署を要しないものとする。</p> <p>（2）県立学校の寄宿舎の入舍願及び退舎願について、生徒が成年に達している場合には、生徒本人が校長に提出するものとする。</p> <p>（3）その他所要の規定の整備を行う。</p>	<p>1 成年年齢の引下げへの対応</p> <p>（1）生徒が成年に達している場合は、休学願、復学願、退学願、再入学願、留学願、転学願及び転籍願への保護者の連署を要しないものとする。</p> <p>（第28条の8関係）</p> <p>（2）県立学校の寄宿舎の入舍願及び退舎願について、生徒が成年に達している場合には、生徒本人が校長に提出するものとする。</p> <p>（第35条の3関係）</p> <p>（3）その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>（第18条の2、第7号様式及び第10号様式関係）</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>（附則関係）</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会
規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「保護者の」を「経済的な」に改める。

第二十八条の七の次に次の一条を加える。

（成年に達している生徒に関する手続の特例）

第二十八条の八 第二十八条から前条までの規定にかかわらず、生徒が成年に達している場合は、当該各条の規定による保護者の連署を要しないものとする。

第三十五条の二第二項に次のただし書きを加える。

ただし、生徒が成年に達している場合においては、当該生徒が入舎願又は退舎願を校長に提出し、その許可を受けなければならぬ。

第七号様式及び第十号様式中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

改 正 案	現 行
<p>（教材教具の選定）</p> <p>第十八条の二 校長は、学校教育活動において使用する教科書以外の教材教具を選定するときは、その教育的価値と経済的な負担とを考慮して慎重に選定しなければならない。</p>	<p>（教材教具の選定）</p> <p>第十八条の二 校長は、学校教育活動において使用する教科書以外の教材教具を選定するときは、その教育的価値と保護者の負担とを考慮して慎重に選定しなければならない。</p>
<p>（成年に達している生徒に関する手続の特例）</p> <p>第二十八条の八 第二十八条から前条までの規定にかかわらず、生徒が成年に達している場合は、当該各条の規定による保護者の連署を要しないものとする。</p>	
<p>（寄宿舎）</p> <p>第三十五条の二 略</p> <p>2 保護者は、児童生徒等が寄宿舎に入舎しようとするときは入舎願を、退舎しようとするときは退舎願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、生徒が成年に達している場合には、当該生徒が入舎願又は退舎願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（寄宿舎）</p> <p>第三十五条の二 略</p> <p>2 保護者は、児童生徒等が寄宿舎に入舎しようとするときは入舎願を、退舎しようとするときは退舎願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>